

令和5年1月16日
総務部人事課

職員の懲戒処分について

品川区長は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

【酒気帯び運転】

1 発生年月日

令和4年12月22日（木）

2 被処分者

所属：防災まちづくり部

役職：係長級

年齢：53歳

3 処分内容

停職3月

4 処分年月日

令和5年1月12日（木）

5 処分に係る事案の内容

被処分者は、令和4年12月22日（木）夕方から自宅近くの居酒屋にて飲酒した後に帰宅したものの、自宅に入ることができなかったため、酒気帯び状態で自家用車を運転し、自宅近くの道路上に駐車、車内で就寝していたところ、同月23日（金）午前2時頃、警察官による職務質問を受け、酒気帯び運転が判明したものである。